

＜あしたば組合規約＞

令和3年2月20日

第1条 【名称・事務局】本組合は「あしたば組合」と称し、事務局は下記住所とする。

茨城県笠間市

第2条 【組織】本組合は、日本国内の農業従事者によって構成登録された会員をもって組織する。

本部は茨城県内とし、必要に応じて全国に支部を組織する。外国においては準支部を組織する事も出来る。

第3条 【目的】本組合は、明日葉（生薬名：鹹草）について、消費者の方々や実需者の皆様のご要望に応えるべく、高品質のアシタバの生産、産地の規模拡大および生産者育成などを推進する為に、生産体制の強化や需要の創出などの生産から消費までを総合的に取り組む。

1. 明日葉（種苗法による登録済品種：理恵 14641 号）の栽培、生産、需要創出について、生産体制の確立、商品開発・アピール、製造・加工技術の確立の為の事業等
2. 前号の事業に付帯する一切の事業
3. その他、本組合の運営に必要な事業
4. 地域貢献・・・地域活性化に役立つ農業経営を行う事を目指す。
5. 社会貢献・・・高齢化社会を支え、福祉社会を支援する形態の農業経営と障害者支援を行う事を目指す。
6. 環境貢献・・・温暖化防止策である CO2 削減に貢献する栽培を行う事を目指す。
7. 品種を守りつつ、社会的に有用な品種の認知度を高める。
8. 生薬としてのアシタバの栽培技術向上に努め、通年にわたり収穫・納品可能な生産を行うことを目指す。
9. 環境負荷を減らし、持続可能な農業を目指す。
10. 再生産を可能とする価格維持と、需要に応じた生産量の確保に努める。
11. SDGs に基づく有機 JAS 農法を目指す。

第4条 【会員、会費等】賛助会員（特別、一般）、会員（法人、個人）

会費等は当組合の規定による

※詳細は当組合へお問い合わせください。

第5条 【役員】

- | | |
|-----|-------|
| 会長 | 1 名 |
| 副会長 | 1 名以上 |
| 会計 | 1 名以上 |
| 監査 | 1 名以上 |

第6条 【役員の任務】

会長 本組合を代表し、諸活動の指示にあたる。

副会長 会長を補佐し、諸活動の指示にあたる。

会計 会計の事務にあたる。

監査 会計を監査する。

【任期】 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第7条 【総会】

- 1 総会は、組合の最高機関として開催する。
- 2 定例総会は3月に開催する。
- 3 総会は出席組合員をもって成立し、決議は過半数をもって決する。
- 4 会長が必要であると認めた時、及び副会長、組合員の過半数の要請があった時に、臨時総会を開催することができる。

第8条 【総会の付議事項】

総会は、下記の事項について決議する。

- (1) 組合の運営事項（事業計画）に関すること
- (2) 規約の変更
- (3) 予算、決算に関すること
- (4) その他
 - 1) 組合は、必要ある時は、目的達成の為「委員会」等を設置することができる。
 - 2) 会長は、緊急を要する事項は副会長と協議し、また軽易な事項は専決処理し、報告するものとする。

第9条 【会計年度】

組合の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【付則】 この規約は組合設立と同時に有効とする。